

事務所通信

相続発生前にすべきこと

「うちの親の死期が近いように思うが、何かしておくべきことがありますか？」と質問をうけることがあります。その際、下記の回答をしております。

葬式費用相当額の引出

銀行さんに死亡したことが知れると入出金停止処理を行います。

戸籍謄本、相続人全員の実印等の書類をそろえれば入出金できますが、面倒です。

本人さんの了承を得て、葬式費用相当額の出金をしておくべきです。

ゴルフ会員権の売却

ゴルフ会員権の売買には印鑑証明書が必要です。死亡した人の印鑑証明書の発行できません。

死亡後の名義変更は、銀行預金と同様面倒です。

相続人全員、ゴルフ場の会員になる意志がないなら、売却又は退会の手続きをしておくべきです。

法的整理になっていないゴルフ場は、退会によって預託金が戻ってくる場合があります。

自動車の売却

自動車の売買にも印鑑証明書が必要です。

死亡後の名義変更は、銀行預金と同様面倒です。

相続人全員、その車の所有の意志がないなら、売却の手続きをしておくべきです。

上記のように預金引出、資産売却によって得た現金のうち消費されていないものは、相続財産になります。

田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

